

平成28年宇治田原町議会運営委員会

平成28年5月13日

午前10時開議

議事日程

- 日程第1 委員長挨拶
- 日程第2 理事者挨拶
- 日程第3 平成28年第1回臨時会について
- ①署名議員について
 - ②会期について
 - ③提出議案について
 - ④議事日程（第1号）及び（第2号）について
- 日程第4 その他

1. 出席委員

委員長	1番	稲石義一	委員
副委員長	7番	垣内秋弘	委員
	5番	今西久美子	委員
	10番	上林昌三	委員
	11番	谷口重和	委員
	12番	田中修	議長

1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副町長	田中雅和君
総務部長	久野村観光君
企画財政課長	奥谷明君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	村山和弘君
--------	-------

庶務係長 岡崎貴子君

開 会 午前10時00分

○委員長（稲石義一） 皆様、おはようございます。

今日は、議会運営委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご多忙のところご出席をいただき、まことにありがとうございます。

これより第1回臨時会の議会運営につきまして、ご協議をよろしくお願い申し上げます。

なお、山内議員が傍聴に来られておりますので、ご報告しておきます。

まず、ここで副町長からご挨拶をお受けいたしたいと存じます。副町長。

○副町長（田中雅和） 皆さん、おはようございます。

5月に入りまして、新緑の候、新茶、茶摘みの季節になっております。

先日、8日の日曜日には、宗円生家新茶まつりや、あるいはお茶のふるさと塾による交流会が催され、町内外から多くの方が茶摘み体験などを楽しんでいただいたところがあります。

委員の皆様におかれましては、ご健勝にてご活躍のことと存じます。宇治田原町行政の推進には何かとご理解、ご尽力をいただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

今日は、公私とも大変お忙しいところ、稲石委員長、垣内副委員長のもと、議会運営委員会を開催いただきありがとうございます。

来週17日火曜日に開会していただきます平成28年第1回5月臨時議会におきましては、国民健康保険特別会計の補正予算と国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の2件の議案をお願いしているところでございます。後ほど、議案の概要を説明させていただきますが、どうかよろしく願いいたします。

ここで2件、報告させていただきます。

まず、1点目ですけれども、宇治田原山手線ですけれども、京都府が今年度、新規事業化に向けた事業着手、準備調査を実施するため、350万円の調査費を箇所づけいたしました。本日の新聞にも記事が出ておりましたが、お手元のほうに配付をさせていただきましたので、またごらんおきを願います。

なお、資料の後ろの面は、犬打峠のということで、この資料をお手元に置いておりますので、よろしく願いいたします。

それから、もう1点、ご報告ですけれども、熊本地震につきましては、多くの被災者が出ておる中で、町職員の派遣につきましても、その準備をしているところでございまして、5月中の宇治田原町からの人的支援の要請はまだ来ていないところでござ

います。以上、ご報告させていただきます。

それから、なお、当委員会の出席につきましては、私、田中副町長と、それから隣、久野村総務部長、それから奥谷企画財政課長とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（稲石義一） どうもありがとうございました。

これより議事に入ります。

3の平成28年第1回臨時会についてを議題といたします。

まず、①の署名議員について事務局から説明をお願いします。局長。

○議会事務局長（村山和弘） 会議録署名議員の指名でございますが、今臨時会につきましては、3番、山内実貴子議員、8番、奥村房雄議員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（稲石義一） 続きまして、②の会期について。会期については、招集日を5月17日火曜日とし、5月18日水曜日までの2日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（稲石義一） 異議なしと認め、5月17日から18日までの2日間といたします。

続きまして、③提出議案について、当局より議案説明をお願いしたいと思います。副町長。

○副町長（田中雅和） それでは、お手元に議案を配付させていただいておりますので、説明させていただきます。

まず、議案第34号だと思うんですけども、よろしいでしょうか。

それでは、まず、第34号は国民健康保険特別会計の補正予算でございます。これにつきましては、前年度、平成27年度の国民健康保険特別会計におきまして、収支不足、いわゆる赤字と申しますか、欠損、不足になりますので、そういったことから平成28年度の予算を平成27年度の不足分に充てるため、繰上充用金の補正を行うものでございます。補正額は5,940万円ということでお願いしているところでございます。

議案の概要の説明を少しさせていただきたいと思いますが、その資料編のところ、議案2つの下に、こういった横長の資料があると思っておりますので、第35号議案の下に入っていると思っておりますので、それに基づきましてご説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ここに書いておりますように、国民健康保険特別会計の決算見込みの概要なんですけれども、まず、一番右のほうを見ていただきますと、現在、27年度につきましては、出納閉鎖期間中の決算もほぼ打ち終わっておりますので、概数ということなんですけれども、ほぼ集計しておりますので、この金額で説明させていただきます。

右のほうを見ていただきますと、歳入額のところが13億6,727万ということになっております。これにつきましては、ほぼ確定の金額というふうにご理解いただきたいと思っております。それと、歳出額につきましては14億2,673万円ということで、これはもう確定でございます。

こういった中で、これを差し引きいたしますと、4段目に書いておりますように赤字が出ております。これは前年度からの赤字も含めましての赤字になりますけれども、5,945万7,243円と、こういった金額が赤字になっております。このために前年度の決算を打てませんので、28年度から、このうちの、先ほど申しました5,940万円を繰上充用したいというふうにご考えているところでございます。

なお、この数字ですけれども、その下に前年度繰上充用したのはどれぐらいかというのが、6,600万ということになっております。その下に実質収支ということで、今年度の金額を書いていますけれども、これは黒字になります。単年度でいきますと、685万9,330円の黒ということになっております。これの差額で前年度よりも、いわゆる累積につきましては、好転したということになります。

なお、この表の一番左のほうとの比較を若干説明させていただきますけれども、一番左の2月末現在ということで記載しておりますけれども、これは前回、3月16日の予算特別委員会、国保税の引き上げ等のときに説明させていただいた数字なんですけれども、この数字が一番左の枠の中でございます。この数字のときには、かなり大きな赤字が出るということになっておりますが、その後、いろんな精査をし、あるいは公金等のほうが確定してまいりまして、その中で歳入額が、実際にはこの間、2カ月の間に2,133万円ほど増加になっております。

その原因につきましては、若干説明させていただきますけれども、1つは、1枚めくっていただきまして、2ページのところで国民健康保険税のところに書いているんですけれども、こここのところの特に滞納のところなんですけれども、実績年度の真ん中よりちょっと下のほうですけれども、滞納繰越分の収納率ということで、前年度、26年度は19.63%というふうになっておりますけれども、これが30%と、滞納につきましては大きく収納がふえたということで、これが収納分が320万ほどございまして、

こういった中での収入のほうといたしますか、歳入のほうが多くなったのが1つです。

それから、その次、2番目なんですけれども、その下のほうの3款国庫支出金のところを見ていただきますと、その文章を書いている真ん中辺ですけれども、増額交付というふうに書いています。真ん中のほうに537万2,940円の増額交付と、こういった国庫支出金のほうからの療養給付費等の交付が530万ほど大きくなったということでございます。

それから、これが2つ目でございますして、3つ目の増加要因としては、3ページ目、めくっていただきまして、一番上の財政調整交付金でございます。このところの普通調整交付金、これも2月に想定していたよりもふえまして、126万円ほど、これも増になりました。

それから、4番目の理由ですけれども、6款府支出金でございます。これも3月末に交付金が決定されたところ、想定していたよりも886万円の増というふうな、こういった増加要因がございまして、歳入額が2,133万円ふえて、こういった金額になったというところが1点と。

それから、歳出のほうなんですけれども、2月のところでは、かなり多い目に、いわゆる最悪の事態のことを想定して多い目にしている部分があったんですけれども、それがその後2カ月で実質といたしますか実績を払っていきますと、386万円ほど減ったということになります。

ですから、前回2カ月間におきまして、歳入歳出において変動がございましたので、2月の時点では1,833万4,000円の赤と見ていたところが、結果的には685万の黒字になったと、こんな状況になっております。

なお、今回、単年度では黒字になっておるところでございますけれども、実質、この決算見込みのところにも書いておりますように、いわゆる支出額、医療費については大変ふえておりまして、ちなみにご説明さしあげますけれども、4ページのほうを見ていただきますと、4ページの下から4行目になるんですけれども、療養諸費、高額療養費ということで、いわゆる医療費の分ですけれども、これが27年度が8億2,400万と、こんな大きな数字になっているところ、これが特に26年度と比べますと、27、8もですけれども、大きく歳出といたしますか、医療費が伸びていると、こういった状況でなっております。

これを目で見やすくすると、5ページのほうを見ていただきますと、5ページの決算額の推移というところを見ていただきますと、27年度はどっと上がっております。こ

ういった厳しい状況がございます。

それともう一つご説明させていただきたいところは、3ページのところを見ていただきますと、共同事業交付金ということでございます。7款の共同事業交付金と申しますのは、いわゆる高額な医療費が出た場合、個人負担3割のところが大きくなりますと、国民健康保険のほうからも、いわゆる保険等を積み立てている中で交付するわけですが、そういった交付金額というのは、3行目に書いていますように共同事業交付金というのが、そういった保険を市町村の中で集めておりますので、そこから来る分、急に多く医療費がかかるところが危惧されますけれども、これはその次にも書いていますように、前年度及びその直前2カ年から算定して、いわゆる入りがたくさんになれば、次の年からまた多くふえていくと、そういったいわゆる保険料のほうから拠出金というふうになっていきますので、そういった金額が今後もふえていくと。

こういった状況で、国保の会計につきましては、大変厳しい状況が続いておりますので、28年度につきましては値上げをお願いしたところでございますが、前回は説明をしたところでございますが、3,000万の赤字見込みに従いまして、値上げの分が1,500万、それから、一般会計から繰り上げが1,500万ということで、収支はゼロというふうなことにしておりますので、今後とも、28年、29年という中で、統合化される前に、現在残っている5,940万円の減額については、引き続き努力してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。以上が、議案第34号の国保会計の補正予算でございます。

引き続きよろしいでしょうか。

続きまして、第35号につきましてご説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

この第35号なんですけれども、これにつきましては国保税の改正でございます。これにつきましては、地方税法の一部改正の法律が平成28年3月31日に公布されまして、原則として、同年、つまりことし4月1日から施行されるということに伴いまして、本条例についても所要の改正を行ったものでございまして、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分とさせていただきましたので、ここにご報告して、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、資料のほうが1枚物で裏表になってはいますが、この縦長のほうの資料でご説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

いきなりでございますけれども、改正内容なんですけれども、2つあります。

まず、1点目は、改正内容のところ、1というふうに書いておりますけれども、いわゆる保険税賦課限度額の引き上げでございます。これにつきましては、保険税を算定いたしまして、いわゆる率等の計算を積み上げていきますと、金額が54万円とか超えていきますので、その金額のいわゆる天ですね、その限度額というのを決めております。28年度からにつきましては、27年度は52万だったんですけれども、これを54万円に引き上げさせていただきます。いわゆる高額な方の限度額の引き上げということで、まず医療分に基礎課税ということで、医療分について54万円、2万円の増でございます。

それから、介護納付金につきましては、これは限度額の引き上げはございません。

それから、3番目、後期高齢者支援金等分、支援金につきましては、これは27年度は17万円だったのが、2万円増ということで19万円に引き上げをさせていただきたいところでございます。

それから、次、後ろのほうをめぐっていただきますでしょうか。これにつきましては、影響世帯ということで、どれぐらい出るかということ、少しこれは今後変わる可能性もあるということで、ご理解賜りたいんですけれども、この表自身は、まず27年所得で、それから税率もちょっと申しわけないんですけれども、6.15ということで、前年度の税率では計算しております。そういった中で、計算させてもらった結果なんですけれども、医療分につきましては、こういうふうに変わりますので、34世帯が31世帯に減るという計算をしております。それから、介護分につきましては、これはいわゆる引き上げはございませんので、13世帯、同数ということでございます。それから、支援金分につきましては、20世帯が16世帯に減るんじゃないかというふうに算定をしているところでございます。

なお、これにつきましては、先ほども申しましたように、若干税率も変わってくるようになりますので、そうしますと、若干また超過世帯がふえる傾向にはなると思います。その結果、とりあえずはこの31世帯等の対象ということで計算していただきますと、どれぐらい町全体で増額になるかという計算をしますと、少し単純計算させてもらうんですけれども、31世帯の方に対して、前年度に比べまして2万円の増加ですから、31世帯掛ける2万円というふうな計算、それから、その3人の方はどういうというのは、正確にはわからんところがあるんですけれども、2万を平均的に超過するというにすると1万円程度というようなことで計算すると、この医療分で65万、それから同じような計算をすると、介護分はなしで、それから支援金分がざっと36万円となり

ました。合わせまして、ざっと100万円程度の増収、増収という表現はあれなんですけれども、増加の徴収をさせていただきたいと、全体ではそんな感じになるというふうを考えているところでございます。それが1点目でございます。

2番目は、その次に書いておりますように、いわゆる低所得者さんに対する軽減、国税の軽減対象の拡大ということでの改正でございます。これにつきましては、この表の28年度のところを見ていただきますと、いわゆる7割、5割、2割の軽減する対象者の方の所得の制限といいますか、それが若干ふえるということで、7割軽減の方につきましては33万円以下と、これは変わっておりませんが、その次から所得について5,000円、5割軽減の方につきましては、26万円から26万5,000円、5,000円の増ということで軽減対象が若干ふえるという形になります。それから、2割軽減につきましては、1万円増ということで48万円に増加しますということでございます。

その結果ですけれども、参考資料に書いておりますように、課税標準のところ、2番目のところにありますけれども、世帯数のところで、じゃ、どれぐらいの対象になるかということでご説明させていただきますと、世帯数のみですけれども、7割軽減の方が26年と27年を見ますと5世帯の増になる。それから5割につきましては6世帯の増、それから2割につきましては十一、二世帯に増加するということになります。

それで、どのぐらい住民の皆さん方から軽減の額になるんかということをお算定しますと、少し現実にはきちっと計算していないからわからんですけれども、現在のところ、予算上のざっとした軽減策の関係で見ますと、ざっとなんですけれども、260万程度の全体では軽減になるのではないかというふうを考えているところでございます。

ただ、軽減されましたとしても、これにつきましては、保険基盤安定繰入金ということで、京都府及び町のほうから補填するというところで、実際、国民健康保険税会計自身でのマイナスということには軽減したとしてもならないと、そういう組み立て方になっておりますので、ご理解を賜りたいと思います。以上、ご説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（稲石義一） 説明が終わりましたので、委員からの質問をお受けいたしたいと思いますが、何かございませんか。補正予算と専決処分の承認についてのご質問、何かございませんか。今西委員。

○委員（今西久美子） 国民健康保険税条例のほうなんですけど、限度額を近隣の市町の状態をちょっと調べておいていただきたいなと。この限度額を引き上げているかいらないか

というところで、京都府下、南部地域ぐらいでもいいので、全てのところで引き上げがなされているのかどうか、今わかりませんよね。ちょっとできれば調べていただけたらなと思います。

○委員長（稲石義一） 副町長。

○副町長（田中雅和） そしたら、南部地域というか、京都市を除いた以南全部の市町村ということで、それにつきましては手元にごさいますので、委員会の補正予算特別委員会を開いていただきましたら、その場で説明させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（稲石義一） それは補正予算特別委員会の中で、これはもう補正予算の特別委員会絡みじゃないですけども、関連で、そのときに資料を出していただくということにしておきましょうか、どうしましょうか。補正予算と別なんやけれども、専決処分やから、どこで出してもらおうかということなんですけども、関連で一緒に補正予算特別委員会のときに、資料として各委員さんのところへ資料配付だけしておいてもらうということにしましょうか。そのような形でお願いできますか。

（「資料配付ということで」と呼ぶ者あり）

○委員長（稲石義一） はい。ほかに何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（稲石義一） それでは、補正予算と専決処分の承認についての議案の説明を以上で終わらせていただきます。

次に、④議事日程の第1号及び第2号について一括して事務局から説明を願います。局長。

○議会事務局長（村山和弘） それでは、お手元に配付させていただいております平成28年第1回宇治田原町議会臨時会議事日程第1号についてご説明させていただきます。

平成28年5月17日午前10時が開議でございます。まず、日程第1、会議録署名議員の指名につきましては、先ほどご説明申し上げましたように、3番、山内議員、8番、奥村議員にお願いをさせていただき予定としております。

次に、日程第2、会期の決定でございますが、これも先ほど委員長のほうからご確認をいただきました平成28年5月17日から18日の2日間とさせていただきたく思っております。そして、その会期の決定の後、町長よりご挨拶が入る予定としております。

また、その後に、4月の定期人事異動に伴います管理職員の異動対象者につきましての紹介を副町長よりお願いする予定としております。

なお、お手元のほうに、4枚ほど繰っていただきますと、管理職の議場の配席図を今回お配りさせていただいておりますけれども、今年度の人事異動につきましては、部制の導入等によりまして、大変大規模となっております、全ての管理職の紹介になるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、日程第3の専決処分でございますが、提案理由の説明の後、専決処分ですので、この議案につきましては、所管委員会への付託は行わずに、説明にとどめまして、質疑、討論、採決は18日、次の日に予定をしているところでございます。

続きまして、日程第4でございますが、この議案につきましては、提案理由の説明後、付託前質疑を行いまして、補正予算ということですので、補正予算特別委員会に付託を予定しております。

17日の本会議につきましては、以上の予定でございます。

その後、補正予算特別委員会につきましては、本会議散会後に休憩を挟みまして、開催していただく予定としております。

なお、今回の補正予算特別委員会より垣内委員長、上林副委員長のもとでの開催とさせていただきますたく思っておりますので、よろしくお願いいたします。

初日、17日の流れは以上でございます。

引き続きまして、次のページなのですが、日程第2号でございます。

今、お手元にはお配りをさせていただいておりますけれども、17日の会期の決定によりまして、17日、18日が確定いたしますので、この第2号につきましては、18日に議席のほうへ配付とさせていただきますたく考えております。

平成28年5月18日10時が開議という形で、日程第1につきましては、議案第35号、専決処分につきましてはの質疑、討論、採決を予定させていただいております。

日程第2につきましては、補正予算特別委員会へ付託を行っておりますことから、垣内委員長より委員長報告後、委員長報告に対する質疑を行っていただきまして、その後、議案について討論、採決を予定させていただいております。

最後になりますが、日程第3につきましては、閉会中の継続調査の申し出でございますが、従来どおり、議会運営委員会、総務建設常任委員会、文教厚生常任委員会、新庁舎建設調査検討特別委員会、新名神高速道路建設に係る特別委員会、広報編集委員会の6委員会からの継続調査の申し出を提出していただく予定をしておりますので、日程第3の議事日程に上げさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（稲石義一） 説明が終わりましたので、委員からの質疑をお受けいたしたいと

存じます。何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(稲石義一) 専決の部分については、先ほどもありましたように、初日の第1日目の提案説明のみで、次の日に、2日目に質疑、討論、採決というふうに進めたいと思うんですけれども、その質疑、討論の部分について、もしあれば、その質疑、討論をされる方については、17日の第1日目の15時までに、様式はそこにそれぞれ配付しておりますので、それをもって議案第35号についての通告書というふうにさせていただきたいというふうに思いますので、議運の皆様方にはここでその分を配付しておりますので、そのとおりに取り扱いをお願いしたいのですが、他の議員さんについては、きょう終わりました、それぞれに届けます折に、その旨を記載した書類において周知をしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

また、議案第34号の補正予算については、討論については委員会で確認をされますので、その折にきっちりと確認をしていただきたいと。ただ、質疑については、委員長報告に対しての質疑でございますので、それは18日の委員長報告があつて初めて、それについて質疑がされるということですので、事前にどうのこうのという確認はできませんので、それはもうそのまま当日にそのような形の取り扱いをします。ただ、全員参加の補正予算特別委員会ですので、できるだけ補正予算特別委員会で議論、審査をし尽くしていただければ、質疑というのはなかろうかというふうに思いますけれども、そのような取り扱いにさせていただきますので、事前にご承知おき願ひたいと思います。以上でございます。これについて何かほかにご存じますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(稲石義一) ないようでございますので、そのような取り扱いにさせていただきます。

以上で、3の臨時会についてを終わりたいと存じます。

次に、4、その他について。この際、何かございましたら、ご発言願ひます。当局より何かございませんか。久野村部長。

○総務部長(久野村観光) ご苦労さまでございます。

それでは、こちらのほうからですけれども、お手元に配付させていただいております議場内当局側配席表、平成28年4月1日現在というペーパーを1枚お渡しさせていただいていると思いますので、これについて簡単なご説明をさせていただきたいと思ひます。

今回の部制導入に伴いましての議場の配席図でございますが、お手元に配付させていただいておりますように、町当局側の出席者につきまして、今議会、この5月の臨時会からこのような配席を予定させていただいておりますのでございます。

議長がお座りのところの左側を総務部、健康福祉部といたしまして、右側を建設事業部、教育部、会計管理者とさせていただきたく考えておるところでございます。また、それに合わせまして、それぞれの各部の管理職を建制順、既に議員の皆様方にお配りしております宇治田原町職員事務分担表の順列に基づきましての配席とさせていただいておりますので、よろしく願いさせていただきたいと思っております。

このペーパーにつきましては、本日、議運の委員の皆様方に配付させていただいておりますが、議会事務局を通じまして、本日、ご出席いただいております議員さんのほうにも配付を予定させていただいておりますのでございます。

また、先ほど局長のほうから報告がありましたが、町長のご挨拶の後、副町長より、町当局から出席をさせていただいております管理職全員15名になるところでございますが、各紹介をさせていただき予定とさせていただいておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。以上でございます。

○委員長（稲石義一） 当局の情報なんですけれども、そのようなことで資料配付がされておまして、議場においても副町長からその説明があると、ご紹介があるということでご了承いただきたいと思っております。

ほかに行政当局はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（稲石義一） 続きまして、議会より何かございませんか。議長。

○議長（田中 修） クールビズの件ですが、うちの議会のほう、行政側のほうは5月1日から10月31日までをクールビズということでやられておりますが、我々のほうも、きょうのここで決めていきたいと思っておりますので、このことについて説明してもらおうかな。

○委員長（稲石義一） それでは、当局からこういう要請を受けましたので、事務局のほうから、この対応方について説明をいただき、毎年、議会としてどういう対応をすればいいかということはこの議運で決めておりますので、そのような形で今年も進めたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、局長より説明を願います。

○議会事務局長（村山和弘） お手元にお配りしております平成28年4月19日付で、

町長のほうから議長宛てに28年度夏のエコスタイルキャンペーンの実施についてということで、町側はもう実施されているんですけども、平成28年5月1日から10月31日までということで、エコスタイル、夏のしのぎやすいノーネクタイ、ノー上着などの軽装、クールビズを励行するというので、既に実施はされております。

そして、国のほうは、同じく5月1日から9月の末までをクールビズ、軽装の励行というふうにされまして、10月につきましては、その気候等を判断しながら判断していくというふうな方針を出されております。

そして、関西のほうは、京都府をはじめまして、うちと同じく28年5月1日から10月31日まで、一応夏のエコスタイルキャンペーンを実施するというふう聞いておるところでございます。以上を踏まえまして、議会といたしまして、どのような方向性でいくかということをご議論いただきたいというふう考えております。よろしくお願ひします。

○委員長（稲石義一） 以上、事務局から説明があったところですが、どのような取り扱いに本年度はさせていただいたらよろしいでしょうか。ご意見を伺いたしたいと思います。
議長。

○議長（田中 修） これ、役場に来るときは、いわゆるクールビズで来ればよいと思いますが、例えばどこか対外的に出ていったときに、いろんな総会とか会合とかあるんですが、そういうところへ出ていくときはやっぱりネクタイをしていくというようなことも大事じゃないかなと思います。そして、一番気になっていたのは、本会議場でどうするのかと、その辺もここでもう一度たたいておいていただいたほうがいいのではないかと思いますので、その辺もひとつよろしくお願ひします。

○委員長（稲石義一） 今、議長のほうから、ケース・バイ・ケースでいろんな場面が生じると思いますので、その辺についてある程度具体的に決めておいたほうがいいじゃないかということなんですけれども、皆さん方いかがでしょうか。

まず、本会議について、本会議と委員会、これはどのような形で進めたらいいと思いますか。従来は、町行政から要請を受けましたとおり、本会議場も委員会室もクールビズでやってきたというふう思うんですけども、今年度、いかがでしょうか。谷口委員。

○委員（谷口重和） これは合わせたらいいと思います。対外的には、やっぱりその場の場でつけていくときはつけていくと。これはもう臨機応変にやっていったらいいと思います。

○委員長（稲石義一） ほかがございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（稲石義一） それでは、今、谷口委員からございましたような本会議場、委員会室については、従前のおり町と足並みをそろえる形のクールビズで対応するというようにさせてもらってよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（稲石義一） それと対外的に、外向けに会議に出たり、研修会に出たりする場合、その折に向こう側がネクタイ着用やと言われたときはネクタイ着用で、クールビズで来て下さいよと言った場合は、そのような対応と。また、夏の視察研修もごさいますんですけども、その折も相手さん側がクールビズをやられているかどうかを十分確認しながら、同じような対応をするということにさせていただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（稲石義一） それでは、そのような形でやらせていただきたいと思います。

なお、きょう決定ということですので、委員会、本会議等が来週予定をされていますので、議会としては来週の本会議からクールビズを実施していくということにさせていただきたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

クールビズについては以上でございます。

この際、何かございませんか。副町長。

○副町長（田中雅和） 先ほど山手線の資料を配らせていただきましたけれども、新聞記事のほうが、若干金額を間違っただけ記載している新聞社もございますので、ちょっとご注意のほどを。3,500万というような数字が出たりしておりますので、ちょっとご注意のほどといたしますか、私がこういうことを言うのも変なんですけれども、正確にはそこにお配りさせていただきましたように350万のほうなんですけれども、新聞社によりましては、どういう間違いがあったのか知りませんが、1桁間違っただけ出ていますので、ご注意のほどお願いしたいと思います。以上です。

○委員長（稲石義一） 350万を3,500万というような形で報道している新聞もございましてですけども、この資料で確認しておいていただきたい。これはほかの議員さんには届くようにはなっているんですか。

○副町長（田中雅和） しております。きょう議案と一緒に……

○委員長（稲石義一） まず、こっち、一緒に。はい、わかりました。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(稲石義一) なければ、これをもちまして今臨時会に付議されました事件の議会運営委員会を終わらせていただきます。

どうもご苦労さまでございました。

閉 会 午前10時40分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

議会運営委員会委員長 稲 石 義 一